◆ 自家用電気工作物導入に関連する主な法令と届出等手続き一覧

●必ず届出が必要 ○条件により届出が必要 2013年10月現在

法令等	届出書類	ガ ス エンジン	ディーゼルエンジン	ガ ス タービン	燃料電池	適用
電気事業法	工事計画(変更)届出	〇 1万kW 以上*1	○ 1万kW 以上*2	○ 1千kW 以上*2	○ 5百kW 以上*2	左記の出力未満であっても「公害防止に関する工事計画書」 の届出対象となる設備(下段「公害関係」参照) *1:重油換算351/h以上の設備 *2:重油換算501/h以上の設備
	保安規程(変更)届出	•	•	•	•	主任技術者の選任、点検内容、単線結線図等の変更等
	使用前安全管理審査申請	_	_	〇 1千kW 以上	○ 5百kW 以上	
	溶接安全管理審查申請	0	0	0	0	・省令で定める圧力以上が加わる発電用のボイラー、タービン及び付帯設備 ・定められた条件を超える容器、改質器等を有する燃料電池設備 ・外径150mm以上の管 ・その他
	ボイラー 主任技術者 タービン 主任技術者	_	_	○ *6	○ *7	*6:出力3百kW以上、最高使用圧力1千kPa以上、最高使用温度14百℃以上等のもの *7:最高使用圧力が98kPa以上の改質器を有する燃料電池
	選 任 届 電気主任 技 術 者	•	•	•	•	・5千kW以上:1~2種免状 ・5千kW未満:1~3種免状(それぞれ取扱う電圧の規定有)
消 防 法 内発協 保安法	発電設備設置届出(電気)	•	•	•	•	各行政が定める火災予防条例に従い「火を使用する設備等 の設置」として届出
	危険物貯蔵所・取扱所 設 置 許 可 申 請	0	•	0	0	指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いがある場合(ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池の液体予備燃料、助燃燃料を含む)
	少量危険物貯蔵・取扱届出	0	•	0	0	液体燃料、潤滑油類が指定数量未満で指定数量の 1/5以上 の場合
	消防用設備等設置届出	0	0	0	0	発電設備を消防法上の非常電源として用いる場合
	常用防災兼用機の届出	0	0	0	0	常用発電設備を消防法上の非常電源として兼用する場合 (常用防災兼用)
	液化ガス貯蔵・取扱開始届出	0	_	0	0	予備及び補助燃料としてのLPGの貯蔵量が300kg以上の 場合
	ガス供給系統評価申請	0	_	0	0	都市ガス単独供給による常用防災兼用ガス専焼発電設備を 設置する場合
	高圧ガス貯蔵所設置許可申請	0	_	0	0	LPG, CNG等の貯蔵量が 300m3以上 (LPGは10kgが が 1 m3)
	特定高圧ガス消費届出	0	_	0	0	予備燃料としてのLPG, CNG等の高圧ガスを 300m ³ 以 上 (LPGは10kgが 1 m ³) を貯蔵し、消費する場合
建 基 準 築 法	建築確認申請	0	0	0		発電設備を建築基準法上で認められた防災負荷のための予 備電源として用いる場合
労働安全衛生法 薬 統 公 害 関 係	排熱ボイラー設置届出(報告)	0	0	0	0	発電用以外で同法施行令で定義されたボイラー (小型ボイラーは設置報告)
	排熱ボイラー落成検査申請	0	0	0	0	ボイラーの設置および変更時(検査省略の場合もある)
	第一種圧力容器設置	0	0	0	0	同法施行令で定義された以下のいずれかの容器(簡易容器、小型圧力容器を除く。また以下は主要部抜粋している) ・容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、 その蒸気を発生させる容器で容器内圧力が大気圧を超える ・大気圧において沸点をこえる温度の液体をその内部に保 有する容器
	第二種圧力容器設置	0	0	0	0	同法施行令で定義された容器 (0.2MPa以上かつ0.04m³以上) を有する容器
	連系に関する照会および申込	0	0	0	0	系統連系するにおいて、一般電気事業者と事前に協議する ために必要な資料
	振動規制に関する届出	0	0	0	0	指定地域内に7.5kW以上の圧縮機などの設置、その他地方自 治体の条例によるもの
	騒音規制に関する届出	0	0	0	0	指定地域内に7.5kW以上の空気圧縮機および送風機の設置、 その他地方自治体の条例によるもの
	大気汚染防止に関する届出	0	0	0	0	ガスエンジン(重油換算351/h以上)、 ガスタービン・燃料 電池・ディーゼルエンジン(重油換算501/h以上)、その他地 方自治体の条例によるもの
	公 害 防 止 協 定	0	0	0	0	地方自治体と公害防止協定を締結している事業所に設置す る場合
	固定内燃機関設置届出	0	0	0	0	地方自治体の指導対象となる設備
	ばい煙発生施設設置届出	0	0	0	0	地方自治体の指導対象となる設備